

保護者各位

都立三宅高等学校

## 学校において予防すべき感染症による 出席停止手続き等について

日頃より、本校の教育活動に御協力いただき、ありがとうございます。

学校感染症による出席停止手続き等につきまして、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、生徒が「学校において予防すべき感染症」（裏面参照）に罹患した場合、出席停止の措置がとられます。医師より診断された内容を学校へ連絡するとともに、医師の指示に従い、必要と認められた期間十分休養し、回復に努めるようお願いいたします。完治後登校する際は、医療機関にて「登校許可証明書」を記入していただき、学校に提出してください。

登校許可証明書につきましては、裏面のものをご使用ください。学校ホームページからもダウンロードできます。

都立三宅高等学校 保健室

養護教諭 廣瀬 奈穂子

電話番号 04994-6-1136